

令和 8 年 7 月 31 日

1. 大学名：山梨学院大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-3

○監事による監査報告について、決算時の理事会及び評議員会において審議・承認していることは、監事監査の趣旨に照らして適切ではないので改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5-3 について

監事による監査報告について、私立学校法第 52 条第 3 項及び寄附行為第 28 条第 1 項第 2 号の定めに基づき、決算時の理事会及び評議員会における報告事項とした。具体的には、令和 5 年度の監事監査の結果については、令和 6 年 5 月 24 日開催の理事会へ報告した後、同日開催の評議員会へ報告しており、令和 6 年度以降の監事監査の結果についても、理事会へ報告した後、評議員会へ報告している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5-3 の資料

- ・令和 6 年 5 月 24 日開催の理事会議事録
- ・令和 6 年 5 月 24 日開催の評議員会議事録
- ・令和 7 年 5 月 29 日開催の理事会議事録
- ・令和 7 年 6 月 25 日開催の評議員会議事録
- ・令和 8 年 6 月 16 日開催の理事会議事録
- ・令和 8 年 6 月 24 日開催の評議員会議事録

改善報告書

令和 8 年 7 月 31 日

1. 大学名：山梨学院大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-4

○前受金保有率が令和 2(2020)年以降、100%を切っているとともに、年々保有率が低下している状態は健全な財務状況ではなく、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5-4 について

ご指摘のとおり、本法人の前受金保有率は令和 2(2020)年度以降 100%を下回り、低下傾向にある。これは、近年の低金利環境下において、資産運用の効率化および財政基盤の強化を目的とし、手元現預金の一部を『資金運用規程』に基づき、有価証券等への分散投資を行ってきたことによるものである。

本法人が保有する有価証券等のうち、投資信託や株式等については、必要に応じて短期間で現金化することが可能な資産となっている。これら換金性の高い資産の合計額を考慮すれば、前受金に対する実質的な支払能力は十分に確保されていると認識している。

また、有価証券等の運用にあたっては、法人の財務健全性を維持するため、本法人の『資金運用規程』に基づく厳格なリスク管理を行っている。具体的には、対象資産を主要格付機関から格付を得ている銘柄に限定するとともに、格付が投機的とみなされ、信用リスクが高いと判断される運用対象については、それぞれ全体の運用資金に対する保有上限比率を定め、その範囲内での運用を徹底している。さらに、これら上限の遵守状況については定期的に確認を行い、必要に応じて理事会において対応策を審議・決定する統治体制を整えている。

したがって、現時点において有価証券等を現金預金へ変更する等の資産構成の見直し等は予定していないが、今後も係る規程を厳格に運用し、手元の流動性資産の残高と市場動向を注視しながら、適切な資金管理に努める。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5-4 の資料

- ・ 資金運用規程